



## 災害時保健活動へのボランティア登録をお願いします

令和元年8月の豪雨災害においては、県内外の専門職（ボランティアを含む）の方々のご協力をいただき災害時の保健活動を行うことができました。今後の大規模な災害発生に備えて、ご協力いただける専門職の方々の事前登録を募集いたします。被災された市民の方々の健康を迅速かつ効果的に守ることを目的としています。

**対象者**／武雄市内に在住または在勤の、看護師、准看護師、保健師、助産師、栄養士、管理栄養士、歯科衛生士等の資格を有する方

**活動内容**／避難所における避難者の健康相談、地域被災者への訪問、健康調査等

**登録方法**／登録申請書に資格を証明する書類の写しを添えて健康課へ提出してください。活動の際にはボランティア活動保険に加入していただきます。

**研修**／災害時の保健活動に関する研修を年に1回程度開催する予定です。

詳しくは 健康課 ☎0954-23-9131



## 空き家の除却費用を補助します

将来、周辺の防災、衛生、景観等の居住環境に影響を及ぼすおそれのある空き家について、除却工事費用の一部を補助します。

**補助対象空き家／**

武雄市に存在する居住の用に供されていた木造建築物かつ昭和56年5月31日以前に着工された住宅であり、1年以上居住、使用されていない空き家

**補助対象者／**

住所地の市町村において税の滞納がない個人で、次の各号のいずれかに該当するもの

- ①空き家の所有権を有する者又はその相続人(所有者等)
- ②長屋の場合は、他の区分所有者全員から除却に係る同意を得た所有者等
- ③所有者等から除却に係る同意を得た者  
(隣人、自治会代表者など)

**補助額／**解体、運搬及び処分にかかる工事費用（上限20万円）

※樹木伐採、家財撤去、補助対象空き家と離れて存在する車庫や倉庫などの建物除却費用は対象外

**募集期間／**5月6日（木）～令和4年1月31日（月）

※申請書類が全て揃った時点での受付とし、予算額に達し次第終了します。

※交付決定前に除却事業に着手した場合、補助を受けることができません。

詳しくは 建築住宅課 ☎0954-23-9221

有料広告



## まごころ 心温まる家族葬

ご家族と親しい方たちだけでゆっくりと過ごして頂けます。



## ふるさと美化活動のお知らせ

佐賀県内、5月30日（日）を中心として、各地区においてふるさと美化活動が行われます。

市内のあちらこちらでごみのポイ捨てや、不法投棄についての苦情が寄せられています。一人一人が環境美化の意識を持ち、気持ちよく生活できる環境を作っていきましょう。なお、実施日が異なる地区もありますので、詳しくは地区の役員の方等にお尋ねください。

※マスク、手袋などの新型コロナウイルス感染症対策を十分に行ってください。

**日時／**5月30日（日）

詳しくは 環境課 ☎0954-27-7163



## 周囲への心がけを ～草刈り後の野外焼却～

農業・林業でのやむを得ない焼却や、たき火等の軽微な焼却については、法律上の禁止対象とはなっていませんが、煙により多くの方がお困りです。ご近所トラブルを避けるためにも、以下のことに配慮しましょう

- 焼却前はご近所へお声掛けをしましょう
- 洗濯物や布団を干されている時間帯には焼却しないようにしましょう
- 風向きに注意しましょう
- 完全に火が消えるまでそばを離れないようにしましょう

詳しくは 環境課 ☎0954-27-7163



## あなたに寄り添う身近な相談役 民生委員・児童委員をご存知ですか？

5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。

また、5月12日～18日は「活動強化週間」です。

**民生委員・児童委員とは？**

国（厚生労働大臣）から委嘱された特別職の地方公務員で、住民の皆さまの最も身近な相談相手です。

**主な活動内容は？**

- ①福祉に関する心配ごとの相談受付
  - ②一人暮らしの高齢者への見守り活動の実施
  - ③福祉に関する情報提供や各機関などへ連絡調整
- ※すべての民生委員は児童委員を兼ね、子どもの福祉に関する相談支援を行います。

あなたの立場になって一緒に考えます。お気軽にご相談ください。

詳しくは 福祉課 ☎0954-23-9235

お気軽にお問い合わせください。

**0954-36-5101**

